

医療費の無料制度（乳幼児・児童・ひとり親家庭など）

次のような人は医療費が無料になります。

◎ 乳幼児0～6才（小学校就学前）の入院費と通院費

◎ 小学6年生までの児童の入院費

* ただし自己負担限度額

医科・歯科別、入院・外来別に 月1000円

<所得制限>

	自営業者の所得	給与収入
父（母）、子1人	570万円	766万6千円
父、母、子1人	608万円	808万8千円
父、母、子2人	646万円	851万円
父、母、子3人	684万円	893万3千円

* 母親は父親の扶養としてみます

◎ 母子（父子）家庭 高校卒業までの児童と母親（父親）の通院入院費。

<所得制限> 230万円未満（本人、扶養人数1人の場合）

* ただし自己負担限度額

医科・歯科別、入院・外来別に 月1000円

◎ 身体障害者1・2級

高額医療費の支払い（70歳未満の場合）

◆ 入院の場合、同じ月の同じ医療機関への支払いは、「限度額適用認定書」を提示することにより「自己負担限度額」までになります。

入院したらすぐに「限度額認定書」交付の手続きをとりましょう。

保険証と印鑑を持参して区役所へ。

区分	自己負担限度額
上位所得者（所得633万円超）	150,000円＋（医療費－500,000円）×1%
一般	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%
市民税非課税世帯	35,400円